

高額療養費の自己負担限度額及び入院時食事代の標準負担額

70歳未満の方

※1 総所得金額等…総所得金額－基礎控除（33万円）

所得区分	総所得金額等※1	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降	入院時食事代の標準負担額		
ア イ	上位 所得者	901万円超 600万円超 901万円以下	252,600円＋ （医療費－842,000円）×1% 167,400円＋ （医療費－558,000円）×1%	140,100円 93,000円	460円※ ※ 指定難病の人など一部 260円の場合があります。	
	ウ エ	一般	210万円超 600万円以下 210万円以下	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1% 57,600円		
オ		住民税非課税世帯	35,400円	24,600円		

- 月の1日から末日まで、暦月ごとの受診について計算します。
- 同じ医療機関でも、歯科は別計算です。また、外来と入院も別計算になります。外来は診療科ごとに計算する場合があります。
- 同じ月内に2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算します。
- 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外となります。

70歳以上の方

※ 負担区分が【一般】【現役Ⅲ】の人は限度額適用認定証が発行されません。

所得区分	総所得金額等※1	外来④ （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）⑤	⑥ 4回目以降	入院時食事代の標準負担額	
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円＋ （医療費－842,000円）×1%	140,100円	460円※ ※ 指定難病の人など一部 260円の場合があります。	
	現役Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円＋ （医療費－558,000円）×1%	93,000円		
	現役Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1%	44,400円		
一般	課税所得 145万円未満等	18,000円	57,600円			
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		90日までの入院 90日を超える入院	210円 160円
	低所得者Ⅰ		15,000円		100円	

- まず外来（個人単位）の限度額④を適用し、その後、入院を含めて世帯内の70歳以上の人（後期高齢者医療制度で医療を受ける人は除く）を合算して限度額⑤を適用します。
- 病院・診療所、診療科の区別なく、調剤薬局の自己負担額も合算して計算します。
- 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外となります。

食事療養標準負担額について

次に該当する課税世帯の方については、食事代の負担額が260円の場合があります。

- 指定難病の患者又は小児慢性特定疾病の患者
- 平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床へ入院している患者

高額療養費の支給申請・お問い合わせについて

【高額療養費支給申請先】 松前町役場 福祉課窓口又は各支所
 【お問い合わせ】&【郵便物などの送付先】
 松前町役場 福祉課（医療担当）
 電話：0139-42-2275（内線254） 住所：〒049-1592 松前郡松前町字福山248番地1

○高額療養費の支給申請について
 次の場合などは、高額療養費の支給申請手続きが必要になります。

★月の途中で転院した場合（例）

- ・A病院…57,600円支払
- ・B病院…57,600円支払

※B病院分の医療費が多く支払われているため、高額療養費の支給申請をすることによって57,600円が受け取れます。

【必要書類】

- * 医療機関が発行した領収書
- * 口座番号がわかるもの（通帳等）